

有田市ふるさと納税特設サイト再構築業務に係る企画提案説明募集要領

有田市経済建設部ふるさと創生室

1. 対象業務

有田市ふるさと納税特設サイト再構築業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的、概要

別添「有田市ふるさと納税特設サイト再構築業務」仕様書のとおり

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4. プロポーザルの方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 応募者が1社の場合であっても、プロポーザルを行うものとする。

5. 提案上限額

提案上限額は構築費用として、3,828千円（消費税および地方消費税含む）以内とする。これを超えた提案は無効とする。

なお、特設サイト保守委託については別途契約とする。

6. 参加資格

本件企画提案に参加できるものは、以下記載の要件（資格および条件）を全て満たすことを前提とする。

- (1) 提案資格について
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - イ 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けている者を除く。
 - ウ 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、再生手続き開始の決定を受けている者を除く。
 - エ 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
 - オ 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「法」という。) 第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 上記 (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ 参加申込書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。

キ 過去5年間、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。

ク I SMS適合評価制度の認証を受けている、又は、同等の情報セキュリティ管理体制・規定を有し、それを証明できること。

ケ 特設サイト再構築業務について、滞りなく迅速な対応が可能であり、必要に応じてSEの現地訪問対応ができる体制を整えていること。

(2) 前提条件について

ア 本件企画提案においては実績のあるパッケージシステムを利用し、カスタマイズは必要最小限となる様にする事。

イ クラウド環境の場合は、契約期間終了後も費用を上げることなく、サービスを継続利用できること。

7. 実施スケジュール

項目	期間・期限
実施要領、仕様書等の公告日	令和6年5月10日(金)
質問受付期間	令和6年5月10日(金)から 5月16日(木)まで
質問回答	令和6年5月21日(火)
参加意向表明書提出	令和6年5月24日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年5月24日(金)から 6月5日(水)まで
参加者へ開催通知	令和6年6月11日(火)
企画提案(プロポーザル)実施	令和6年6月17日(月)
結果通知	令和6年6月20日(木)
契約締結	令和6年7月上旬

8. 募集要領等の配布

配布場所は有田市ホームページ (<https://www.city.arida.lg.jp>) とする。

配布方法は有田市ホームページからダウンロードすることとする。

9. 本業務における質疑応答

質問：令和6年5月16日（木）まで電子メールにて質問を受け付ける。

（電子メールアドレス：sousei@city.arida.lg.jp）

なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式1号「公募に関する質問表」を用いない質問、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

【受付方法】

様式第1号「公募に関する質問表」に質問事項を記載の上、後述する担当課まで電子メールで提出すること。

また、送信時の電子メールタイトルには「(事業者名) 有田市ふるさと納税特設サイト再構築業務質問表について」とし、電子メールを送信後、事務局まで送信・受付確認の電話を午後5時15分までに行うこと。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

回答：令和6年5月21日（火）に電子メールにて質問をした事業者ごとに回答する。

※ 回答発信時間は事前に定めない。

10. 企画提案説明参加申込

この企画提案説明に参加を希望する場合、電子メールにて参加意向表明書（任意の様式）を下記担当課あて令和6年5月24日（金）までに送信のうえ、ふるさと創生室ふるさと創生係へ受信の確認を行うこと。

なお、連絡がない場合は辞退したものとみなす。

11. 企画提案書について

提出部数 8部 （日本工業規格A4版、長辺綴じ）

（内訳：評価委員6部、進行役1部、保管用1部）

(1) 記載要領

- ア 内容は日本語で記載し、専門用語の使用は極力控え、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。
- イ 本文の各ページにはページ番号を記載すること。
- ウ 提案内容は全て実現可能なものとし、その実現に係る全ての費用を見積金額に含めること。

(2) 記載項目・内容

企画提案書に記載する項目と内容は以下のとおりとする。

項目		記載内容
1	会社概要	提案事業者の概要
2	基本方針	本業務における基本方針
3	ふるさと納税特設サイトの再構築	ふるさと納税特設サイトデザイン案
		サイト管理機能・特徴
4	データセンター	利用するデータセンターおよびシステム構成の概要
5	業務実施体制	本業務における実施体制
6	スケジュール案	業務実施スケジュールおよび市と事業者の役割分担
7	運用保守	運用保守体制
		運用サポートの内容
8	追加提案	本業務の効果を更に高める提案
9	見積書	本業務の一切の経費を含む ※経費内訳表（エクセル様式）を添付すること

(3) その他

8部を用意する他、提出資料を保存した記憶媒体（CD-R等）を1部、併せて提出すること。

12. 企画提案書提出期限

令和6年6月5日（水）午後4時 厳守

13. 提出場所

〒649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経済建設部ふるさと創生室ふるさと創生係

14. 提出方法

上記提出場所に持参または郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、12. で示した期限に必着のこと（業務時間中に限る）。加えて、配達過程の追跡が可能な郵送サービスに限定する。詳細は、事前にふるさと創生室ふるさと創生係と協議すること。

15. 最優秀企画提案書の決定および評価方法

提出された企画提案書の審査を行うため下記日程でプレゼンテーションおよびヒアリングを

行う。

本業務を実際に担当する者が1名以上必ず出席すること。

- (1) プレゼンテーションに参加できる人数は制限しない。
- (2) 社外の者の出席は一切認めない。
- (3) オンラインによる提案説明を可とする。

開催日 令和6年6月17日(月)

場 所 別途通知する

プレゼン開始時間は、令和6年6月11日(火)ごろに電子メールで通知する。
電子メール受領後、必ずふるさと創生室ふるさと創生係に返電し確認すること。

評価方法については、別紙「有田市ふるさと納税特設サイト再構築業務審査要領」のとおりとする。

16. その他留意事項

企画提案に必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

提出のあった各提案書は、一切返却しない。

本業務は、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではない。

審査結果の異議申立ては、一切受け付けないものとする。

本企画提案説明終了後も、本件に係る全ての守秘義務は継続するものとする。

参加申込後、委託業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。

担当および問い合わせ先(執務時間内での対応を厳守してください)

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経済建設部ふるさと創生室ふるさと創生係

電話：0737-22-3641

FAX：0737-83-6555